

# 大学図書館と著作権

琉球大学附属図書館

森 一 郎

## 1. はじめに

図書館職員向けの著作権講習会は、文化庁による「図書館等職員著作権実務講習会」をはじめとして多数実施されているが、図書館職員向けの著作権講習会では、ややもすると著作物の利用方法について許諾が必要か不要かといった話が主体になりがちかと思う。

もちろん、許諾が必要な範囲あるいは不要な範囲を理解していなければ、支払う必要のない料金を支払うことになりかねないので、そのような知識も重要ではあるが、著作権法に関しては各種の解説書が存在していることもあり、本講では基本的に条文解説の類は行わない。

さて、図書館資料はほぼ全て著作物である。中には著作物には該当しないものや保護期間を満了したものも含まれるが、むしろ例外的と言えるであろう。

著作物を利用する権利は、原初的には作者のみが享有し、他の者が利用する場合には作者（権利の譲渡等が行われている場合には権利を有する者）から許諾を得て利用することになる。しかし、それでは文化の発展に支障をきたすことから権利制限規定が置かれている。

図書館の業務も権利制限規定によって個々の許諾を得ずに利用者に著作物を提供できているところが多いが、権利制限規定の範囲に収まらない利用者からの求めも多い。それらの求めで、多くの図書館で共通して発生するような求めに関しては、図書館が連合して許諾を得ることが合理的であり、国公立大学図書館協力委員会は、専門委員会として大学図書館著作権検討委員会を設置し、日本図書館協会をはじめとした他の図書館団体と連携をとりながら、著作権等管理事業者である日本複製権センター、学術著作権協会、出版者著作権管理機構、その他の団体と各種の協議を行ってきた。

## 2. 国公立大学図書館協力委員会の活動

国公立大学図書館協力委員会は、上述の著作権等管理事業者などとの協議を経て下記のようなガイドライン類を作成し、大学図書館の業務の円滑化を図ってきた。

- 大学図書館における文献複写に関する実務要項
- 大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン
- 複製物の写り込みに関するガイドライン
- 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
- 大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の「発行後相当期間」の扱いについて
- 図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

また、これらガイドライン類の作成、そして、作成に至る諸団体との協議と並行して、「大学図書館における著作権問題 Q&A」の作成・改訂を行ってきたほか、折々に大学図書館著作権検討委員会企画のシンポジウムなどを通じて、著作権に関する情報の周知に努めてきた。

「大学図書館における著作権問題 Q&A」は 2017 年 10 月の第 9 版が最新であるが、それ以降も著作権法は改正されており、図書館の業務への影響が考えられる改正や社会的に話題になった改正が含まれるものとして、以下のようなものを挙げることができる。

- 「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成 28 年法律第 108 号) 及び「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 70 号)
- 「著作権法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 30 号)
- 「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 48 号)
- 「著作権法の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 52 号)

上記のうち、「著作権法の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 52 号) は未施行であるが、「図書館等における複製等」を規定する第 31 条の改正が含まれている。

その第 31 条の対照表を次ページ以降に附した。

### 3. 今後の制度を考えるための状況把握

2000 年頃から電子ジャーナルが普及しはじめ、これを契機に多くの大学図書館で館内の冊子の外国雑誌は激減し、文献複写の件数も減少を続けている。

2020 年には COVID-19 の影響により多くの大学で入構を制限するなどの措置がとられ、電子書籍の購入を増やした大学図書館も少なくない。冊子の図書が電子書籍に置き換えが進むには、まだ解決を要する問題もあるが、置き換わるにしたがい貸出件数の減少が予想される。

これらの状況を踏まえて、今後、どのような制度があると学術情報の流通に有益かを考えるため、少なくとも大学図書館全体の大きな流れを把握しておくことが重要である。

また、必ずしも資料が豊富とは言えないが、可能であれば、電子のものを含めた出版関係の統計も把握しておきたいところである。

### 4. まとめ

対価の要否に関わらず配信型の電子資料の普及は図書館に業態変換を迫ることは明らかである。その利用においては法律よりも契約によるところが大きくなるが、それでも学術情報の流通が促進されるような法律が望ましいことは言うまでもなく、契約も教育資源あるいは研究資源であることに適った内容でなければ電子資料の普及を妨げることになる。

紙を中心とした媒体型の資料にしても配信型の電子資料にしても、大学図書館にとって望ましい法律の在り方や契約の在り方については、全国の大学図書館ひいては全国の大学として考える必要があることは当然であり、より望ましい法律や契約の実現に向け、機動的かつ戦略的に行動できる体制がますます重要になる。

附1. 「著作権法の一部を改正する法律」(令和3年法律第52号) 対照表(抄)

(公布日[令和3年6月2日]から1年を超えない範囲内で政令で定める日施行)

改正	現行
<p>(図書館等における複製等)</p> <p>第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第3項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。</p> <p>一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を1人につき1部提供する場合</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第4項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この条において同じ。)に用いるため、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書</p>	<p>(図書館等における複製等)</p> <p>第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第3項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。</p> <p>一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。第3項において同じ。)の複製物を1人につき1部提供する場合</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。同項において同じ。)に用いるため、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物</p>

館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる

- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。

一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第5項第2号及び第38条において同じ。）を受けない場合に限る。）。

- 4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第2項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

を記録媒体に記録することができる

- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を1人につき1部提供することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。

(新設)

一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従って、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であって、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けず

<p style="text-align: center;"><u>に行うこと。</u></p>	
<p>6 <u>第 4 項の特定絶版等資料とは、第 2 項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第 79 条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあった日から起算して 3 月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。</u></p>	(新設)
<p>7 <u>前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあった日から起算して 3 月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。</u></p>	(新設)

附 2. 「著作権法の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 52 号) 対照表 (抄)

(公布日 [令和 3 年 6 月 2 日] から 2 年を超えない範囲内で政令で定める日施行)

改正	前表の改正後
<p>(図書館等における複製等)</p> <p>第 31 条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条及び第 104 条の 10 の 4 第 3 項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項及び第 6 項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。</p> <p>一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公</p>	<p>(図書館等における複製等)</p> <p>第 31 条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第 3 項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。</p> <p>一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を 1 人につき 1 部提供する場合</p>

表する広報資料，調査統計資料，報告書その他これに類する著作物（次項及び次条第 2 項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては，その全部）の複製物を 1 人につき 1 部提供する場合

二 （略）

三 （略）

2 特定図書館等においては，その営利を目的としない事業として，当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項 3 号及び第 8 項第 1 号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第 4 項及び第 104 条の 10 の 4 第 4 項において同じ。）の求めに応じ，その調査研究の用に供するために，公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの）にあつては，その全部）について，次に掲げる行為を行うことができる。ただし，当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第 79 条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き，自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第 104 条の 10 の 4 第 4 項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りでない。

二 （略）

三 （略）

(新設)

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

3 前項に規定する特定図書館とは、図書館等であって次に掲げる要件を備えるものをいう。

(新設)

一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行っていること。

三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

4 第2項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、そ

(新設)



の調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5 第 2 項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第 3 項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

6 第 1 項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第 8 項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる

7 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。

一 (略)

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著

(新設)

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第 4 項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。

一 (略)

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著

著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第9項第2号及び第38条において同じ。）を受けない場合に限る。）。

8 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第6項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。

二 （略）

9 （略）

10 第8項の特定絶版等資料とは、第6項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第79条の著作権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

11 （略）

著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第5項第2号及び第38条において同じ。）を受けない場合に限る。）。

4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第2項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。

二 （略）

5 （略）

6 第4項の特定絶版等資料とは、第2項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第79条の著作権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあった日から起算して3月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

7 （略）

※ 2021年6月11日現在、「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）の資料は案の状態です。[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/detail/mext\\_00014.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00014.html) に在る。